

食品中のカドミウムの規格基準の一部改正について



厚生労働省は、「食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）」における「食品中のカドミウムの規格基準」について先般行われた意見募集を踏まえて、対象、基準値及び試験法に関しての改正を行いました。

概要は、以下のとおりです。

①対象

現行：米（玄米）

改正後：米（玄米及び精米）

②基準

現行：1.0ppm 以下

改正後：カドミウム及びその化合物として 0.4ppm 以下

③試験法

現行：原子吸光法または、ジチゾン・クロロホルム法

改正後：原子吸光法

④施行日

基準に関しては平成 23 年 2 月 28 日、試験法に関しては平成 22 年 4 月 8 日

当社は、玄米中のカドミウム分析に関して公定法に準じた検査が可能です。また、様々な媒体中のカドミウム分析にも対応しておりますので、お気軽にご相談ください。

資料 2010 年 4 月 8 日付 厚生労働省

無機分析箇所 加藤吉紀